

第3章 海上安全思想の普及啓発

1 概説

当協会設立の契機となった昭和32年7月の海上航行安全審議会の中間答申の中には、「海難防止に関しては、有効適切な啓蒙指導活動を強力に展開することがもっとも緊要であって、かつ実効を挙げる途である。」とあり、当時、直面する海難防止の緊急課題は、啓蒙指導の展開にあることが明示されている。そこで、創立間もない昭和33年10月には、各分野の権威者からなる「周知専門委員会」を設け、海難防止講習会等の開催、各種解説書の作成、機関紙の発行など周知宣伝に関する事業実施計画を立て、その実施を急いだ。

このように、周知宣伝事業は、協会設立当初もっとも力点を置き、積極的に推進した事業であり、開始当初は、全国モーターボート競走会連合会からの委託事業として実施していた。昭和37年10月に日本船舶振興会（日本財団）が発足したのに伴い、主として同会からの助成金を受けて実施し、現在に至っている。

その後昭和43年度には、海難防止事業に加え海洋汚染防止事業も実施することになったことから、海洋汚染防止講習会の開催や「海洋汚染・海上災害防止の手引き」の作成配布など海洋汚染防止についての周知宣伝も幅広く展開するようになった。

なお、これら両事業は、当初から、地方における活動の拠点として海上保安協会の地方本部・支部、小型船安全協会、地方海難防止団体等関係団体の協力を得て実施している。また、「海難防止等調査研究団体連絡調整事業」では、各地の海難防止団体、小型船安全協会等と連携して、海難防止活動を展開している。

本章では、次の項目ごとに、当協会における活動概要を解説している。

- 情報誌「海と安全」
- 海難防止強調運動・海難防止キャンペーン
- 講習会等
- 訪船指導
- 解説書等
- 海難防止のための施設整備事業
- 海難防止等調査研究団体連絡調整事業
- その他

2 情報誌「海と安全」

海難や海洋汚染を未然に防止するための思想の高揚と普及を図るためには、船舶乗組員をはじめ広く海事関係者を対象に絶え間ない呼びかけが重要である。

当協会発足当初に、海難防止活動をどのように周知宣伝していくかについて、専門委員会の場で検討し会報の発行を決め、昭和 33 年 12 月に『日本海難防止協会報』（タブロイド版、4 ページ、月刊発行部数 8,000 部）の創刊号を発行した。当時は、海難防止対策や海難防止に向けた有識者の意見発表、海難防止に関する情報の提供と当協会の活動の周知などを内容としており、昭和 35 年には、伊勢湾台風対策に関する臨時増刊号も発行している。

昭和 36 年 2 月に、名称を『日本海難防止報』に改名し、昭和 40 年 5 月には、『海難防止報』に改名した。この間における月刊号の発行部数は、昭和 36 年 4 月から 10,000 部に、37 年 4 月から 11,500 部、38 年 4 月から 10,500 部とした。



「海難防止報」は、昭和 42 年 3 月号（通巻 101 号）をもって一応休刊（これまでの発行部数は、1,018,000 部）し、これに代わる定期刊行物として、広報誌「海と安全」（B5 版、24 ページ、月刊 13,000 部）を発行することとなり、同年 6 月、創刊号（海難防止報との通巻番号 102 号）を発行した。

（「海と安全」創刊号・昭和 42 年 6 月号の表紙）



その後の「海と安全」の発行部数は、次のとおりとなっている。

昭和 42～52 年度 月刊 13,000 部

昭和 53～56 年度 月刊 10,000 部

昭和 57 年度 4・5 月号各 5,000 部、6・7 月号各 5,200 部、8 月号以降各 5,300 部

昭和 58～61 年度 月刊 5,000 部

昭和 62～平成 7 年度 12 月号 月刊 6,500 部

平成 7 年度 1 月号～5 月号 月刊 6,200 部

平成 13 年 6 月、21 世紀を迎え、「海と安全」についても内容の充実が求められるようになったため、各号とも海事に関する国民の関心事をテーマに内容を掘り下げた特集号を基本とすることとし、これまでの月刊を季刊の年 4 回・各 6,000 部の発行とした。また、表紙を一新し、活字を大きくして読みやすくする、縦書きから横書きにする、右綴じから左綴じにするなど構成も大幅に変更した。



(季刊誌・初号、平成 13 年 6・7 月合併号の表紙)

なお、毎号の発行部数については季刊号になってから 6,000 部を維持し、冊子のページ数は 52 ページを基準としながらも、テーマによっては増ページとするなど柔軟に対処してきた。

また、2007 年冬号「フェリー・旅客船の安全対策を追う」は、(社)日本旅客船協会の安全対策検討委員会のテキストとして活用され、2008 年春号「漁船の操業と航行の安全」は、全国漁業協同組合連合会の要請を受けて増刷し、2,300 冊が全国の漁業協同組合に配布されるなど、「海と安全」は、関係者の関心と反響を呼び、海上安全思想の普及啓発に貢献している。

3 海難防止強調運動・海難防止キャンペーン

海難防止強調運動は、海上保安庁が昭和 23 年の発足当初から実施し、今日まで引き続いてきたものである。

昭和 23～39 年度の間は、台風の来襲時期である 8 月～10 月の 3 ヶ月と、海難の集中時期である冬季の 12 月～2 月の 3 ヶ月間行われていた。

昭和 40 年度には、それまでの海難防止に関する業務を整理し、「海難防止強調旬間実施基本要綱」を制定して「海難防止強調旬間」の活動となり、昭和 44 年度には、この要綱を「海難防止強調運動実施基本要綱」に改め、全国運動は春と秋の 2 回それぞれ 10 日間とし、地方運動は、地域の特性を考慮した実施時期、期間で実施してきた。

昭和 59 年、海運・水産・レジャー等と、海が幅広く活用されてきた当時の海事情に鑑み、海運関係者だけでなく、プレジャーボート利用者をはじめとする一般の市民にも海難防止の関心を高め、理解を深めることを目的として、官主導の運動を官民一体の全国海難防止強調運動とすることとし、主催者も当協会と(財)海上保安協会、海上保安庁として、中央に「全国海難防止強調運動実行委員会」を設置して展開することとなった。官民一体となった「全国海難防止強調運動」は、運動のアピール性を高めること、全国運動と地方運動の機能上の区分を明確にすること等の方針に基づき、関係官庁および民間関係 42 団体の協賛を得て『海難ゼロへの願い』をスローガンとし、新たな活動が開始された。

平成 3 年度から平成 13 年度まで、「海難防止キャンペーン」の一環として、「海難防止のつどい」、「海と安全コーナー」、海難防止強調運動用ポスター及び標語の募集などを行ってきた。海難防止のイメージキャラクターとして使用していた「イルカ」の名前も全国から公募し、応募総数 2,227 通から選考した結果「マモルくん」の愛称に決定し、周知宣伝イメージキャラクターとして活用した。

平成 8 年度からは、運動期間について、従来の 9 月 16 日から 9 月 30 日までを、7 月 20 日の国民の祝日「海の日」を中心とする 7 月 16 日から 7 月 31 日に変更した。

平成 14 年、この運動の見直しを行うこととなり、海難防止キャンペーンを終了し、翌平成 15 年、新しい「全国海難防止強調運動基本計画」のもと、改めて「全国海難防止強調運動実行委員会」を設立して運動を展開することとなり現在に至っている。

【「全国海難防止強調運動」の実施内容】

○全国海難防止強調運動の宣伝（宣伝カーによる呼びかけ）

全国の主要地を選び、宣伝カーを利用して船舶所有者、漁業・港湾関係者だけではなく、その他一般市民を対象に巡回広報活動を行い、海難防止への関心と理解を深めるよ

う働きかけた。(昭和 59～平成 10 年度)

○パンフレットおよびリーフレットの作成・配布

年度ごとの重点事項にかなったキャッチフレーズを配したパンフレットおよびリーフレットを作成し、運動期間中に協賛団体等関係先に配布した。(昭和 59～平成 13 年度)

○ポスターの作成・配布

海難防止強調運動の宣伝、海難防止意識の高揚を図るためのポスターを作成し、海事関係先への配布のみならず、鉄道関係の協力も得て駅構内へ掲示する等この運動が周知されるよう努力した。(昭和 59～平成 13 年度)

○標語(キャッチコピー)およびポスター図案の募集

年度ごとにテーマ(重点事項)を定め、一般から標語(キャッチコピー)を公募し、平成 2 年度からはポスター図案の募集も開始し、平成 3 年度からは一般の部と小中学生の部に分けて選考委員会で入選作品を決定し、表彰を行った。標語は、海難防止資料用のキャッチフレーズとして活用し、ポスター図案の最優秀作品は、その年のポスターに採用した。標語、ポスター図案とも毎回全国各地から多数の応募があり、運動の一般への周知に貢献した。(昭和 59～平成 11 年度)

○広報用物品の作成・配布

全国海難防止強調運動の名前を入れたクリアファイル、うちわ、反射ステッカー等を作成し、「海難防止のつどい」や「海と安全コーナー」の場においても配布した。(平成 2～12 年度)

○海難防止のつどい

船の科学館等の会場で、海難防止・海洋汚染防止をアピールする映画の上映、音楽隊コンサート等各種アトラクションを開催し、海上保安庁巡視船による体験航海を実施した。報道各社や区役所の広報課に協力を依頼し公募したところ、参加者は抽選になるほどの反響があり、マスコミの取材やTVの報道も行われるイベントとなった。(平成 2 年度～11 年度)

○「海と安全コーナー」の開設

東京国際ボートショーの会場の一角に「海と安全コーナー」を設け、海難・海洋汚染防止ビデオの上映、パネル展示、パンフレット、クリアケース等広報用物品および「海と安全」の配布、海難防止に関するクイズやアンケートを実施した。コーナーへの来訪者は毎回 8,000 人を超え、レジャー目的のボートショー来場者の目を海難防止・海洋汚染防止に向けさせるという効果を得た。(平成 3～11 年度)

○会議

下記の 4 つの委員会を設置し、強調運動の円滑な推進を図った。

- ・全国海難防止強調運動実行委員会(昭和 59 年度～)

各年の運動の実施計画の策定および重点事項の決定

- ・全国海難防止強調運動実行委員会作業部会（平成 2～12 年度）
運動用パンフレット、リーフレットの内容の検討
- ・全国海難防止強調運動連絡会議（平成 2～6 年度）
地方推進連絡会議および協賛団体の実施計画、行事の検討
- ・全国海難防止強調運動ポスター等選考委員会（昭和 59～平成 11 年度）
運動用ポスターに採用する、一般公募した標語およびポスター図案の最終選考
（ポスター図案選考は平成 2 年度から実施）
- ・「海の日」記念シンポジウムの開催
平成 8 年に 7 月 20 日が新しく国民の祝日「海の日」に制定されたことを記念して、
7 月 9 日に東商ホールで「海の日シンポジウム」開催、シンポジウムの基調講演を森
繁久弥氏に依頼し、海事関係著名人によるパネルディスカッションを行った。内容
はNHK「金曜フォーラム」で放映された。

4 講習会等

協会設立間もない昭和 33 年 10 月初旬に設けられた、各分野の権威者からなる「周知専門委員会」では、海難防止講習会等の開催、映画の製作・購入などを内容とする事業実施計画が立案され事業実施が進められた。

その後、海難防止用スライド等視聴覚教材の制作、海洋汚染防止の周知宣伝に関する業務を事業化するなど、事業の改善、充実を行ってきた。

① 海難防止講習会

この講習会は、昭和 33 年当初、各地区別に行う一般講習会と、特定の業種船別（漁船、機帆船、汽船および一般船舶関係）に行う業種別講習会があったが、昭和 40 年度に、業種別講習会を中央指導講習会、一般講習会を地方指導講習会と改名し、昭和 41 年度からは業種別講習会を廃止して、一般講習会を海難防止講習会と改めて実施している。

一般講習会（海難防止講習会）は、昭和 33 年度から平成元年度まで、706 箇所において実施し、参加者は 78,253 人に及んだ。業種別講習会は、たら漁船、さけます漁船、機帆船、湖沼旅客船、いか漁船、底引き網漁船、さんま漁船等に対象を絞って、昭和 33 年度から昭和 40 年度まで 75 箇所において実施し、参加者は 11,695 人に及んだ。

② 巡回講習会

本講習会は、映画・スライドの上映をメインとし、一般講習会及び業種別講習会に参加できない沿岸の小漁港等を基地とする船舶の乗組員及びその家族を対象として、

巡回車により全国各地の漁村等を回って開催するもので、昭和 38 年度より実施した。

しかし、協会職員による巡回活動は、日常の業務処理にも支障を生ずる事態となったため、昭和 40 年度からは海上保安協会の地方組織と協力して開催する方式に改め、現地の車を借り上げて実施した。

この講習会は、昭和 38 年度から平成 13 年度までの 39 年間に 1,028 地区 4,150 箇所において開催し、参加者は 205,586 人に及んだ。

③ 特別講習会

本講習会は、漁船、小型船、大型船関係の各受験講習会の場を利用し講師を派遣して、航海科、機関科の講義を行ったもので、昭和 36 年以降は、「小型船舶職員養成事業」として実施している。この講習会は、169 箇所において 214 回開催し、14,420 人が参加した。

④ 小型船舶職員の海技教育講習会

小型船舶の海難防止上、乗組員の資質向上を図ることを目的とし、昭和 36 年から全国各地で行われた民間関係団体主催の小型船舶職員海技教育講習会に対して補助を行った。この事業が昭和 39 年 9 月に設立された(財)日本船舶職員養成協会に引き継がれるまでの間に、補助した団体数は 217 団体、講習会日数は 12,092 日、受講生徒は 14,108 人であった。

⑤ 膨張式救命いかだ展張技術指導講習会

膨張式救命いかだと遭難信号自動発信器の搭載が義務付けられ、昭和 42 年 5 月から施行されることとなったが、これら機器の取扱不慣れのため、遭難時に十分活用されず、貴重な人命を失うという事例が相次いだ。

このため、昭和 44・45 年度の 2 年計画で、救命いかだ及び遭難信号自動発信器のミニチュアを全国の主要地に各 20 組配布し、展張や発信に関する取り扱い方の周知徹底を図ったが、さらに実物による指導の必要性があったので、本講習会を昭和 48 年度から 54 年度まで実施した。

この講習会は、膨張式救命いかだの保守、点検、整備、展張及び漂流中の心得に関する説明及び実習を内容とし、当初は北洋さけます漁船を対象に重点的に開催したが、その後遠洋漁船、旅客船、カーフェリー、沖合い底引き網漁船、沖合いか釣り漁船等に対象を拡大して、計 21 箇所において実施し、参加者は 3,029 人であった。

⑥ 海洋汚染防止講習会

当協会は、昭和 43 年度から開始した「海水汚濁防止」事業の中で、昭和 42 年 9 月に施行された「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律」の主旨を周知徹底させ、

油濁防止思想の普及、啓蒙を図るため、船舶乗組員、船主、造船、石油関係者、港湾関係者、関係団体の関係者を対象に「海水油濁防止講習会」を実施した。

昭和 45 年 12 月「海洋汚染防止法」が公布され、海上における油及び廃棄物の排出規制、海洋の汚染行為の全面禁止、廃船の放棄禁止など規制が一段と強化されることになったことから、昭和 46 年度より「海洋汚染防止講習会」と改称し、(財)海上保安協会の協力を得て、平成 13 年度まで実施した。これらの講習会は、昭和 43 年度から平成 13 年度までの 34 年間に 288 箇所において実施し、参加者は 39,700 人に及んだ。

さらに、人間と海との係わり合い、海洋を利用する者の責任と義務をテーマに、一般の小中学生やプレジャーボート利用者等を対象とした講習会を平成 3 年度から平成 8 年度まで実施した。この講習会は、6 年間に 22 箇所で開催し、海洋少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、小學校生徒及び教師、プレジャーボート利用者、遊漁船、海洋レジャー等関係者、2,254 人の参加を得た。

また、昭和 61 年度には、ばら積み有害液体物質に関する規制の実施に伴い、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」の改正内容を関係者に広く周知して、同法の円滑な施行をはかるため、5 箇所において説明会を実施し、1,050 人の参加を得た。昭和 63 年度には、廃棄物に関する規制の実施に伴い、法律の改正に関する説明会を 5 箇所で開催し、1,016 人の参加を得た。

⑦ 海難防止及び海洋汚染防止のシンポジウム

海難防止及び海洋汚染防止の周知宣伝事業の一環として、シンポジウムを開催した。

第 1 回 昭和 46 年 8 月 4 日

第 2 回 昭和 47 年 8 月 17 日

第 3 回 昭和 53 年 8 月 24 日

⑧ 各種講習会用の教材の整備

当協会は、各種講習会の教材として、海難防止及び海洋汚染防止に関する映画、スライドなどの視聴覚教材等を製作又は購入、配布するとともに、各種の解説書、パンフレット等を作成し、関係者の利用に供している。

○16 ミリトーキー映画の製作

- ・「明るい海」(昭和 33 年度製作、パートカラー、30 分)

わが国の海難の現状、協会の発足の経緯とその組織、関係官庁及び協会の海上における安全確保のための活動の概要について解説(昭和 34~36 年度、計 20 本配布)

- ・「船はわが命[船の堪航性]」(昭和 34 年度製作、モノクロ、30 分)

小型船の復元力と予備浮力についての知識習得を目的として作成(昭和 34~36 年度、計 20 本配布)

- ・「海難ゼロを目指して」（昭和 63 年度製作、カラー、32 分）
北海道、東北 7 道県の漁業関係者に対し、海の漁業、漁船の安全、救命設備の取
扱及び海中転落事故防止について、解りやすく解説。（計 13 本配布）
- 16 ミリ映写機器を海上保安協会地方本部・支部に整備 20 台(昭和 33～36 年度)
- 16 ミリ映画フィルムの購入配布(昭和 33～44 年度)（計 69 本配布、カラー漫画 17
本配布）
- スライド映写機の整備
昭和 33～43 年度 72 箇所整備
昭和 41～53 年度 2 箇所新規整備、72 箇所代替整備
昭和 47～58 年度 27 箇所第 2 回代替整備
昭和 60 年度 20 箇所カセット式へ変換
- スライド映画の製作・配布
海難防止関係、昭和 33～63 年度、計 77 種製作又は購入（5,104 本配布）
海洋汚染防止関係、昭和 43～平成 2 年度、計 23 種製作又は購入（1,715 本配布）
- ビデオの製作及び配布
昭和 47 年度 「船舶の捜索と救助の手引き」 その 1 遭難船の取るべき措置
平成 2 年度 「ゆとりと思いやり」 輻輳海域での海難防止
平成 9 年度 「プレジャーボート等の安全運航」

5 訪船指導

昭和 39 年度から平成 12 年度の間、専門家・指導員が船舶を訪船し、安全運航、設備等について指導する事業を行った。その経緯は次のとおりである。

昭和 39 年度

小型鋼船、機帆船及び漁船の 3 業種を対象に海難防止の訪船事業を始める。

昭和 41 年度

対象を小型鋼船、木船及び漁船の 3 業種とする。

昭和 49 年度

「海難防止の指導事業」として、①講習会 ②小型船(小型鋼船、木船及び漁船)の訪船指導 ③カーフェリーの訪船指導を始める。

昭和 51 年度

エスコートボートの指導事業及びレクリエーションボート(プレジャーボート)の指導事業を始める。

昭和 53 年度

小型船の訪船指導として小型鋼船、木船及び漁船の 3 業種を対象とする訪船指導と

レクリエーションボートを対象とする訪船指導を行う。

平成 2 年度

「海難防止現場訪船指導」として、カーフェリーに重点を置いて実施しつつ、訪船対象船舶をカーフェリー以外の高速船、水中翼船等にも拡大した。

平成 3 年度

本年度をもって小型船舶の訪船指導事業を終了。

平成 12 年度

本年度をもって海難防止訪船指導事業を終了。

① 小型船・漁船の訪船指導（昭和 39～56 年度）

昭和 34 年から 37 年にかけて、当協会に設置した労務研究委員会で、小型船舶の海難防止についてあらゆる角度から調査研究を行った結果、船の構造、設備はもちろん乗組員、船主、造船所、関係法規など種々な問題があつてこれらが積極的に解決されていないところに、海難を起こしやすい潜在的な要因をはらんでいることが明らかになった。その応急の対策として、老練な船長や機関長が直接船に足を運んで安全航海に必要な重要事項だけでも短時間に指導しようとする構想が生まれた。

試験的段階を経て、昭和 39 年度から、10 名の相談員を京浜・四国・関門・防府の 5 地区に配置し、また、漁船に対しては東京に 1 名を置き、現地でその都度、臨時に相談員を委嘱して、計 3 名の割合で訪船指導業務を開始し、その後訪船指導員を新たに配置するなど事業の強化を図っている。

当初は、小型鋼船、機帆船及び漁船の 3 業種を対象に海難防止の訪船事業を始めたが、昭和 41 年度に、対象を小型鋼船、木船及び漁船の 3 業種とした。

この事業は、昭和 39 年度から 18 年間行ってきたが、この間、船質、機関の大幅な改善、航海諸計器の向上、航海環境の改善、航行安全に関する諸法規の整備・強化等安全対策が充実されたことから、昭和 56 年度をもって小型船・漁船に対する訪船指導の事業は休止された。昭和 56 年までの訪船実績は、小型船 89,140 隻、漁船 33,824 隻となった。

② カーフェリーの訪船指導（昭和 49～平成元年度）

昭和 48 年 5 月、カーフェリー「せとうち」（960 総トン）が播磨灘で火災を起こし沈没、同年 6 月～7 月にはカーフェリーの霧中における衝突事故が 5 件も相次いで発生した。

運輸省（現国土交通省）は、このカーフェリー事故の連続発生を重視し、安全運航を確保するため、海上運送法に基づく改善、指導を実施し、営業運航の停止、訓練航海の実施という行政処分を望むこととなった。そして、この訓練航海では専門家に直接、運航実態の確認を受けることを条件とした。

運航各社は、訓練航海実施計画案を下に、専門家の派遣方を当協会に依頼し、当協会は、これを受けて運航体勢、設備等について確認・指導を行った。しかしながら、その後も事故が発生しており、事故発生都度の応急的なものだけでなく、通常航海時においても機会を見て運航自体の見直しなどを行うことが必要との認識から、「カーフェリー安全対策検討会」を設置して、昭和 49 年度より訪船指導を行うこととなった。平成元年度までの訪船指導件数は、274 社 282 航路 346 隻に達した。

このカーフェリーの訪船指導は、平成 2 年度より、カーフェリー以外の旅客船、高速船、水中翼船等にも対象を広げた「旅客船等の訪船指導」に引き継がれている。

③ レクリエーションボート(プレジャーボート)の訪船指導

(昭和 51 年度～平成 3 年度)

レクリエーションボート等の活動が活発になり事故の多発が憂慮されるようになったことから、これら関係者の交通安全に対する意識の高揚を図ることを目的として、昭和 51 年度から、海上安全指導員による海上安全パトロール、安全講習会の開催、広報誌の発行、ポスター、パンフレットの作成、配布を行った。このレクリエーションボートの訪船指導等の事業は、平成 3 年度まで、各地の小型船安全協会に委託して実施した。

○教育活動

安全講習会 429 回実施

実技講習会 5 回実施

○安全活動

海上安全指導員連絡調整会議 228 回実施

海上安全指導員による現場指導 377 地区 10,392 回実施

海上安全パトロール 347 地区 3,601 日実施

○広報活動

広報誌の発行・配布 159 種発行

ポスターの作成・配布 67 種作成

○パンフレットの作成・配布 121 種作成

資料の作成配布

海洋レジャー事故防止リーフレット等 2 種作成

④ エスコートボートの訪船指導 (昭和 51～53 年度)

昭和 49 年 11 月、東京湾中ノ瀬航路北口付近において第拾雄洋丸とパシフィック・アレス号との衝突炎上事故があり、その後も、昭和 50 年 6 月、中ノ瀬航路における栄光丸の乗揚げ、同年 11 月浦賀水道における第 4、第 5 磯辺網丸の漁具損傷等、エスコートボート関連の巨大船の事故が発生した。このような情勢から、エスコートボート

乗組員に対する緻密な指導の実施について強い要望が起こった。

当協会は、これを受けて昭和 51 年度から、エスコートボートの訪船指導事業を行った。さらに、昭和 51 年度には「進路警戒船等執務参考」を発行、昭和 52 年度「エスコートボート乗組員の行うべき訓練に関する調査研究」、昭和 53 年度「エスコートボート乗組員の心得」等の冊子を発行するなどして、自主的に教育訓練を行える素地を醸成した。

⑤ 旅客船等の訪船指導（平成 2・3 年度）

昭和 49 年度以降、カーフェリー訪船指導事業を行ってきたが、平成元年 2 月淡路島・洲本港で発生した高速船「緑風」の岸壁衝突事件など高速旅客船の事故が増加し、社会的に反響を呼んでいる海難の傾向を考慮し、カーフェリー以外の旅客船、高速船、水中翼船等も対象に加えた訪船指導を実施した。

⑥ 海難防止訪船指導（平成 4～12 年度）

前述の高速船、水中翼船を指導対象とする必要性が生じてきたこと、昭和 63 年 7 月の遊漁船「第一富士丸」と潜水艦「なだしお」との衝突事故の再発防止対策としての「船舶航行の安全に関する対策要綱」の周知徹底を図っていく必要があること、海洋レジャー活動の普及を踏まえ海洋レジャー愛好者などに対象者を広げていく必要があることなどから、国民一般を対象にし、人命と財産の保護に焦点を置いた総合的な海難防止事業とするため、海難防止周知宣伝事業の抜本的な見直しを行った。その結果、平成 4 年度から、「海難防止訪船指導事業」（名称は平成 3 年度に改称）の中で「旅客船等訪船指導委員会」を設け、海難防止訪船指導実施要綱を定め指導に当たることになった。

また、海上運送法第 19 条第 2 項に基づく訓練航海についても輸送の安全確保に関する命令を受けた事業者から当協会に対して訪船指導員の派遣要請がなされた場合、その都度「旅客船等訪船指導委員会」委員及びアドバイザーの協力を得て訓練航海実施計画の確認に当たっている。旅客船等については、昭和 49 年度から平成 12 年度までの間に 395 航路、460 隻を訪船しており、123 隻の訓練航海の確認・指導を実施した。

6 解説書等

周知宣伝事業の一環として、各種講習会、一般の参考資料として各種の解説書を作成し配布した。以下のとおり約 160 種、25 万部に及んだ。

○海難防止対策一般

海難防止のしおり（平戸瀬戸、応急舵、見張り、航路標識、船位測定、台風と船、老船長の思い出、電波標識、突風、天気図の見方）、海難は防げる、海難防止読本

○船種別海難防止

（漁船）

さんま漁船と海難防止、たら漁船と海難防止、かつおまぐろ漁船と海難防止、さけます漁船と海難防止、以西底引き網漁船と海難防止、まき網漁船と海難防止

（小型船）

小型鋼船の海難防止、小型船の運航、小型船の海難防止について、小型タンカーの事故防止、小型船と海難防止、小型鋼船の当直について、小型船用航路の手引き、小型船安全ブック

（その他）

機帆船と海難防止、国内旅客船と海難防止、阪神地区を中心とした旅客船と海難防止

○海難種類別対策

機関故障とその対策、衝突海難の実態と防止対策、乗揚げ海難の実態と防止対策、ディーゼル機関の故障と防止対策、小型ディーゼル機関の整備と取扱、焼玉エンジンの整備と取扱

○台風対策

台風と海難、阪神地区における台風と海難、神戸港の台風対策、台風による海難防止、台風シンポジウム、台風対策、台風災害を防ごう、台風に対する避泊方法（主要港湾）

○気象・海象

漁業と気象、漁船と気象、冬の突風の話、かつおまぐろ漁船と気象（太平洋の気象）、前線の話、津軽海峡の気象、霧の話、気象と海象、瀬戸内海の気象、北九州の風と波（九州北方海域の気象）、東京湾の波浪

○運航

緊急入域の手引き、避難港の手引き、運航の手引き（布施田水道・師崎水道の航法）、電波航法の解説、安全運航ハンドブック（港測法編）、超大型船の港内操船の手引き、安全運航のいろは

○機器取り扱い等

合成繊維ロープの取扱心得、潤滑油の選び方と使い方

○海洋汚染対防止策

海水油濁防止の手引き、海洋汚染・海上災害の防止の手引き、油監視制御システム操作マニュアルの実例、ケミカルタンカーの予備洗浄マニュアル

○河川湖沼対策

湖沼を航海する船の海難防止、船舶の河川航行に関する安全対策の手引き

7 海難防止のための施設整備事業

① 気象・海象等標識および航行上の注意表示用看板等の整備

昭和 30 年前後、年間約 3,700 隻の海難が発生し、その約 85%は 10 トン未満の小型船舶、小型漁船が占めていた。これらの船舶は、無線電信、無線電話、ラジオ等の通信設備が貧弱で、気象情報等の入手も必ずしも十分ではなかった。これらの船舶の安全な航海のために必要な気象情報の伝達や、海上衝突予防法、港測法等の航法の遵守・啓蒙を目的として、気象標識、海象標識、航行上の注意表示看板及び拡声器等により直接視聴覚に訴えて海難防止事項を迅速に伝達し、避難や荒天準備を早めに行えるように対策を講じた。

この事業は、昭和 33 年度から始まり、気象標識 103 箇所、風向風速計 8 箇所、海象標識(波高計)2 箇所、狭水道・港の表示 467 箇所、拡声器 135 箇所を整備し、一応所期の目的が達成され、昭和 51 年度をもって終了した。

② 小型船舶用無線設備の整備事業

昭和 61 年郵政省（当時）の省令改正により小型船舶の無線機の使用が可能となったことを機に、小型船舶の活動海域沿岸に海岸局を設け、小型船安全協会の海上安全指導員に船舶局としてハンディタイプの無線機を付与して小型船舶の事故の未然防止と安全確保に努めた。この支援事業は平成 3 年度まで実施され、関東、中部、関西、瀬戸内海、九州北部各地区に合計 78 の海岸局と 454 の船舶局が設置された。

8 海難防止等調査研究団体連絡調整事業

現在、当協会と同様に海上の安全に関する業務を行っている海難防止団体、小型船安全協会等には次のようなものがある。（このほかに任意団体の小型船安全協会などがある。）

	団 体 (所在地)	業 務
海 難 防 止 団 体 等	(社)日本海難防止協会(東京)	海難防止及び海洋汚染防止に関する調査研究、周知宣伝等
	(社)東京湾海難防止協会(横浜市)	海難防止に関する調査研究、周知宣伝、教育指導、港湾の整備に関する調査研究等 (海洋汚染防止に関することは行っていない。)
	(社)伊勢湾海難防止協会(名古屋市)	
	(社)神戸海難防止研究会(神戸市)	
	(社)瀬戸内海海上安全協会(広島市)	
	(社)西部海難防止協会(北九州市)	
	(社)日本海海難防止協会(新潟市)	
(社)北海道漁船海難防止・水難救済センター(札幌市)		
小 型 船 安 全 協 会 等	(財)日本海洋レジャー安全・振興協会(横浜市)	海上事故の安全救助対策の推進、調査研究 海洋レジャーの振興施策の推進、調査研究等
	(社)関東小型船安全協会(横浜市)	小型船舶の交通安全に関する調査研究、交通安全思想の普及宣伝、教育、安全パトロール等
	(社)中部小型船安全協会(名古屋市)	
	(社)関西小型船安全協会(神戸市)	
	(社)瀬戸内海小型船安全協会(広島市)	
(社)九州北部小型船安全協会(北九州市)		

昭和 50 年度から、これら海難防止関係団体(小型船安全協会については、昭和 61 年度から)が相互の連携を密にして協力体制を確立し、業務上の連絡調整をはかるとともに業務運営及び調査研究に関する情報の交換を目的に、「海難防止団体連絡調整会議」が開催された。

当初は、関係海難防止団体の連絡調整、情報交換が主たる目的であったが、昭和 58 年度からは、これまでの連絡調整等を内容とする事務連絡会議と、次の事項を目的とする技術連絡会議に区分された。

- ・各団体が研究成果を発表し、調査研究に関する問題等について意見交換し、調査研究技術の向上を図る。
- ・海難防止活動について関係者に周知を図る。
- ・関係団体及び地元関係者間の相互の連携を高める。

この技術連絡会議では「海難防止団体研究発表会」として各団体の研究成果等が発表されており、これまでに次のような研究が発表されている。

- ・東京湾の避泊問題について

- ・化学・物理式船用油水分離器の開発研究
- ・近畿および四国沿岸の津波とその影響
- ・東シナ海の低気圧の発達と海難について
- ・瀬戸内海における主なる許可漁業とサワラ流し網漁業
- ・タンカーによる清水輸送システムに関する調査研究
- ・操船面からみたサイド・スラスタについて
- ・航空機による漁船操業実態調査と航行船舶実態調査について
- ・関門海峡における海上交通安全システムに関する調査研究
- ・富山湾の災害記録からみた寄り回り波について
- ・船舶航行情報共同利用システムの調査研究
- ・自動操舵装置と漁船海難について
- ・沿岸における特異海難発生機構の解明及び救助技術等に関する調査研究
- ・台風の来襲と避泊安全対策
- ・居眠り海難について -防止対策に向けての実態調査-
- ・小型漁船用常時着用型安全衣の研究

その後、海洋レジャーが急速に普及し、プレジャーボートの海難が増加しており、小型船安全協会の活性化を図ることが必要とされたことから、各小型船安全協会が当面する諸問題について意見交換する場として、当協会が「小型船安全協会連絡会議」を開催することとなった。平成3年7月に(財)日本海洋レジャー安全・振興協会が設立され、この会議には同協会の参加も得ることとなった。

平成15年度に、これまで別々に開催されていた海難防止団体連絡調整会議と小型船安全協会連絡会議を統合し、「海難防止団体等連絡調整会議」に一本化して現在に至っている。

9 その他

重大な海難や海洋汚染事故が発生しマスコミや関係者等から求められる場合は、積極的にこれに応じ、当協会の約半世紀にわたる調査研究等の蓄積を踏まえ、専門的立場からできるだけわかりやすく解説し、海事関係者も含め広く国民に対する海上安全思想の普及啓発に努めている。